



これは、社会福祉協議会全国共通のシンボルマークです。手をとりあって、明るい幸せな社会を建設する姿を表現しています。

ふくしがつうら

ふれあいネットワーク

編集・発行
(年1回)

社会福祉法人
勝浦市社会福祉協議会(保健福祉センター内)
〒299-5226
千葉県勝浦市串浜1191番地の1
☎(0470)73-6101 FAX(0470)73-6102



合同相談事業風景

悩み事など一人で考えず、まずは相談してみてはいかがでしょうか。何か良い解決策が見つかるかもしれません。

会場は勝浦市保健福祉センターで実施しています。相談員は、民生委員、行政相談員、人権擁護委員の3者体制で市民の方等の各種相談に応じております。(※相談は無料です)勝浦市の広報「かつうら」に毎月の相談予定日を掲載しています。



会長就任のご挨拶

勝浦市社会福祉協議会

会長 金 高 秀 年

昨年6月の役員改選により再任され、令和3年6月18日付けで改めて会長に就任することになりました。

もとより微力ではございますが、これから勝浦市社会福祉協議会の円滑な運営をとおして地域福祉の充実と発展のために努力して参りたいと存じます。

さて、昨今の非常に厳しい社会経済情勢の中、福祉分野においては、少子高齢化の進行や人口減少社会、さらには年金をはじめとする社会保障制度に対する不安の拡大、また、地域での子育て支援や子供や高齢者への虐待問題等福祉事業関係者に求められる重要な課題が山積しています。

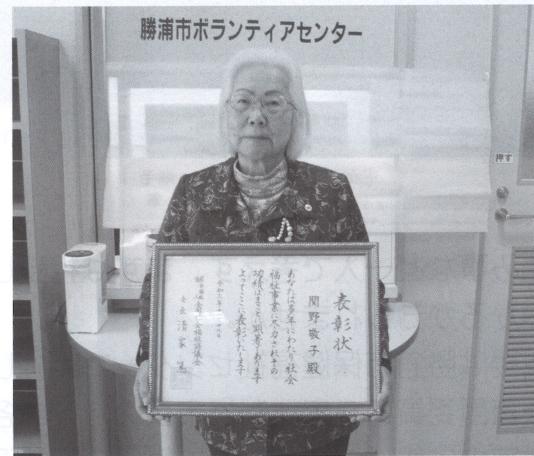
このような状況の中、私ども地域福祉を推進する中核的組織である社会福祉協議会の果す役割というのは大変重要であります。本会といたしましても多様化する福祉ニーズに対応するため、地域に根付いた地域福祉事業の構築等、健全で地域に信頼される市社協の運営を目指し努力して参りました

いと存じます。

今後とも、市民の皆様をはじめ、多くの方々より一層の温かいご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、はなはだ簡単ではあります
が、会長就任の挨拶とさせて頂きます。

全国社会福祉協議会会長表彰受賞のお知らせ

令和3年12月15日 本会の理事でもあります関野敬子さんが永年の福祉活動の功績により全国社会福祉協議会会長表彰を受賞されました。



令和2年度 社協の活動状況報告

市社会福祉協議会の令和2年度収支決算及び活動状況について公表します。

1. 令和2年度収支計算

事業活動による収支

単位 円

収 入		支 出	
勘定科目	決算額	勘定科目	決算額
会費収入	6,064,300	人件費支出	14,432,282
寄附金収入	0	事業費支出	8,491,718
県補助金収入	66,000	事務費支出	2,621,568
市補助金収入	14,595,000	貸付事業支出	10,000
共同募金配分金収入	5,599,657	助成金支出	2,225,000
受託金収入	3,764,552	負担金支出	146,900
貸付事業収入	10,000		
事業収入	69,700		
受取利息配当金収入	4,316		
その他の収入	22,522		
収入計	30,196,047	支出計	27,927,468

事業活動資金収支差額 2,268,579円

その他の活動による収支

単位 円

収 入		支 出	
勘定科目	決算額	勘定科目	決算額
基金積立資産取崩収入	0	基金積立資産支出	1,003,699
		その他の活動による支出	332,040
収入計	0	支出計	1,335,739

その他の活動資金収支差額 △ 1,335,739

予備費支出 0

当期資金収支差額合計 932,840

前期末支払資金残高 11,043,320

当期末支払資金残高 11,976,160



令和2年度活動報告

事業名	内容
1. 社会福祉協議会の運営強化 (1)会議開催	<ul style="list-style-type: none"> 理事会(書面議決) 評議員会(書面議決) 評議員選任・解任委員会(書面議決) 監査会開催
2. 援護活動事業 (1)低所得者の援護対策事業	<ul style="list-style-type: none"> 歳末たすけあい援護金支給 行旅死亡人対策 行旅帰宅旅費対策 各種生活福祉資金貸付金等の貸付相談対応
(2)児童福祉対策事業	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校在学児童への図書カード配布 交通遺児奨励金事業協力
(3)老人福祉対策事業	<ul style="list-style-type: none"> 65歳以上の一人暮らし高齢者への救急医療情報キット配布 市老人クラブ連合会事業の活動支援(事務局)及び活動費助成 在宅ねたきり老人に対する介護用品(紙オムツ及び尿とりパッド)の支給 80歳以上の一人暮らし(生活困窮者)高齢者への敬老慰問金支給 介護用品リサイクル事業の実施
3. 合同相談事業	<ul style="list-style-type: none"> 合同相談運営役員会開催
4. 保健福祉センターの管理運営	<ul style="list-style-type: none"> 勝浦市からの指定管理者受託
5. ボランティアセンター等活動事業	<ul style="list-style-type: none"> 各ボランティアグループへの活動費助成 ボランティア連絡協議会の活動支援(事務局)及び活動費助成 ボランティア活動(行事)保険の加入支援 災害ボランティアセンター用資機材整備 ボランティアセンター事業の実施
6. 日常生活自立支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 日常的な金銭管理等の生活支援事業の実施
7. その他事業	<ul style="list-style-type: none"> 地区民生委員協議会、各地区区長会、遺族会、各地区社協等への活動費助成 千葉県共同募金会勝浦支会が行う共同募金活動への協力 歳末たすけあい募金運動への協力 社協事業等啓発のための「ふくしかつうら」発行 地区社協が実施する各種事業への協力 独居老人安否確認事業「お元気コール」実施 ホームページ上での活動状況等の情報発信 カラオケシステムを活用した高齢者等の健康増進事業 日本赤十字社社資募集事務への協力

ご存知ですか、福祉の貸付制度



生活福祉資金 資金種類一覧

		貸付対象			貸付条件				
資金種類		低所得世帯	障害者世帯	高齢者世帯	貸付上限額	据置期間※1	返済期間	貸付利子※2	
福祉資金	結婚、出産、葬祭	○	○	○	50万円	賃付後6か月以内	3年以内	連帯保証人 あり⇒無利子 なし⇒年1.5%	
	小規模住宅改修費、住居設備費	○	○	○					
	転宅費	○	○	○					
	障害者等福祉用具購入費	×	○	○	170万円	8年以内	8年以内		
	障害者自動車購入費	×	○	×	【一般車両】200万円 【福祉車両】250万円				
	住宅改修費	○	○	○	250万円	7年以内	7年以内		
	療養費	○	△	○	1年以内:170万円 1年6か月以内:230万円	最終貸付日から6か月以内	5年以内		
	介護等費	○	○	○					
	災害援護費	○	○	△	150万円※3	賃付後6か月以内	7年以内		
	生業費	○	○	×	460万円				
教育支援資金	技能習得費	○	○	×	6か月程度 1年程度 2年程度 3年程度 130万円 220万円 400万円 580万円※4	卒業後6か月以内	8年以内	無利子	
	支度費	○	○	×	50万円	賃付後6か月以内	3年以内		
	教育支援費	○	△	×	高校:月35,000円 高専:月60,000円 短大:月60,000円 大学:月65,000円※5 共通 50万円	卒業後6か月以内	原則10年以内(最長20年以内) ※5		
	就学支度費								

上記の「貸付対象」のうち「△」がついている資金については、「障害者世帯」もしくは「高齢者世帯」としては直接該当にはならないものの、当該世帯が低所得世帯の基準に該当していれば「低所得世帯」として貸付対象になります。

【補足説明】

- ※1 据置期間とは貸付終了後、一定期間返済を猶予する期間をいいます。据置期間中は無利子です。
- ※2 貸付利子は資金種類・連帯借受人・連帯保証人の有無によって異なります。なお、いずれの資金についても最終償還期限をすぎても返済が終わらない場合には貸付利子とは別に延滞利子が年3%かかります。
- ※3 災害援護費は住宅に被害があった場合、住宅改修費との重複貸付が可能です。被害の程度に応じて最高400万円まで貸し付けることができます。
- ※4 技能習得費は原則として技能習得期間3年以内の範囲で貸し付けることができますが、6か月を超える場合はその習得期間について法令に定めがある場合に限ります。
- ※5 教育支援資金の返済期間は原則10年以内です。ただし、やむを得ない事情(特に大学生で他の奨学金も利用するため返済月額が多くなる等)があると認められる場合は20年以内とすることができます。10年を超える返済期間を希望する場合にはその事情を申込書に明記してください。
また、教育支援費につき、特に必要と認める場合に限り、貸付限度額の1.5倍まで貸付可能です。

なお、上記貸付制度は千葉県社会福祉協議会の審査があります。また、申請時には申請者だけでなく、連帯保証人等も担当の民生委員と調査面談等をしていただくことになります。

※貸付に係るご相談の際は、まずは電話によりご一報ください。貸付相談について相談日を設定させていただきます。

介護用品リサイクル事業のご紹介

社会福祉協議会では不要になった介護用品を引き取り、欲しい方への橋渡しを行っています。

オムツや、リハビリパンツ、パッド等が欲しい方は事前に社会福祉協議会に登録が必要です。また、市民の方からの物品寄付ですので、常時在庫があるわけではありません。このため、必ずお渡し出来るとは限りませんのでご承知ください。

★お預かりや橋渡しができるもの

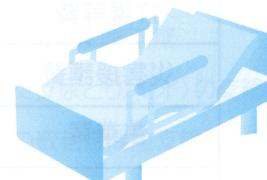
- オムツ、リハビリパンツ、尿取りパッド（開封済みの物でも可）

電話連絡等の申し出により、本会へ登録いたします。



★橋渡しのご相談ができるもの（福祉用具）

- ベッド、シャワーチェア、杖等



ベッドやシャワーチェア等は本会ではお預かりできません。自宅での保管となります

譲りたい方及び譲って欲しい方は、本会へ登録申請書の記入をしていただきます。

譲りたい福祉用具と譲って欲しい福祉用具の希望が合致した場合には、提供者と希望者の情報提供（個人情報等）の承諾を得て、提供者と希望者で直接やり取りをしていただきます。

※福祉用具の登録機関は1年間です。

★お預かりや橋渡しができないもの

- 食品や尿器、吸い飲み、衣類、薬品類、栄養剤等



※詳しくは、勝浦市社会福祉協議会へお問い合わせください

日常生活自立支援事業(通称:すまいる)生活支援員募集

～生活支援員に登録してみませんか～

判断能力が不十分な高齢者や障害のある方の「福祉サービス利用」や「日常的な金銭管理」を支援する生活支援員を募集しています。

「生活支援員」とは…

定期的に利用者のお宅を訪問し、必要に応じた相談や預貯金の出し入れ、支払い代行等を行うなど、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援する方のことです。

「日常生活自立支援事業」(すまいる) の担い手である生活支援員に応募してみませんか?

★応募条件：20歳以上の方（概ね70歳程度）で勝浦市に在住の方

- ボランティア活動や福祉に関心をもち、生活支援員として勝浦市社会福祉協議会と協力して取り組んでいただける方
(現在、民生委員・児童委員や訪問介護として活動している方は除きます)

- 千葉県社会福祉協議会が指定する生活支援員養成研修を受講できる方

※活動の内容等、詳細については下記へお問い合わせください。



お問い合わせ先：勝浦市社会福祉協議会（勝浦市保健福祉センター内）

住所：勝浦市 串浜1191-1

電話：0470-73-6101

社会費ご協力ありがとうございました

市民の皆様からお寄せいただいた令和2年度の会費は、
6,064,300円でした。

各区長様をはじめ区役員の皆様には、会費募集について
多大なるご協力をいただき誠にありがとうございます。

また、ご協力いただきました市民の皆様にも厚くお礼申し上げます。

この財源は、各種福祉事業(高齢者見舞品支給事業や児童福祉事業等の地域福祉サービスの充実のために
活用させていただきました。

次年度も会費募集にご協力をお願いします



赤い羽根共同募金に ご協力ありがとうございました

勝浦市の募金額(R2年度) 2,991,977円

共同募金は、戦後直後の1947年に市民が主体の取り組としてスタートしました。当初は戦後復興の一助として、戦後の打撃をうけた福祉施設を中心に資金支援する活動としての機能を果たしてきました。その後、「社会福祉事業法(平成12年に社会福祉法に改正)」という法律をもとに社会福祉の推進に向けて、社会福祉事業の推進のために活用されてきました。そして60年以上たった今、さまざまな地域課題に取り組むための仕組みとして、また、市民の皆様のやさしさや思いやりを届ける運動として今日に至っています。

勝浦市で集まった募金は、千葉県共同募金会で集計された後、各地域の社会福祉協議会、福祉施設、福祉団体等に配分され地域福祉のために役立てられます。

勝浦市社会福祉協議会に配分される募金は、ボランティアセンター運営事業費や各福祉団体等への活動費助成等に活用させていただいております

